

# 「自治体こども計画策定について」

こども家庭庁  
長官官房参事官(総合政策担当)付計画係  
地方連携推進室

こどもまんなか  
**こども家庭庁**

# 本日の内容について

## ポイント

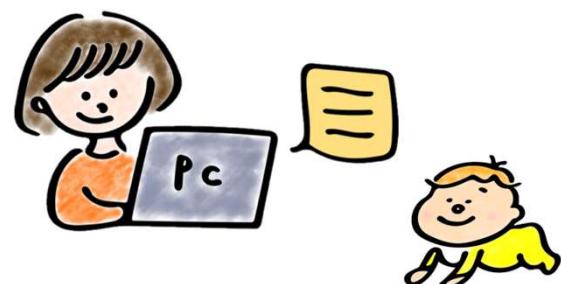
- ◆現在のこども施策の基盤となっている「こども基本法」、「こども大綱」等について理解する
- ◆「自治体こども計画策定のためのガイドライン」等を通じて、各自治体で地域の実情に応じた自治体こども計画を作成するためのステップやポイントを理解する

→「こどもまんなか社会」の実現のために



## 本日の流れ

- 1 こども基本法・こども大綱・こどもまんなか実行計画
- 2 自治体こども計画策定支援について
- 3 自治体こども計画策定のためのガイドライン



# こども基本法・こども大綱 ・こどもまんなか実行計画

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども基本法、こども大綱、自治体こども計画の関係性について

## こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。



## こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、政府全体の今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項等を定めるもの。

努力義務

具現化

## こどもみんなか実行計画（こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもみんなか実行計画2024は令和6年5月に決定。

勘案

## 自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとすること 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

# こども基本法

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱**の策定  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、**こども政策推進会議**を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

- 施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども基本法（地方公共団体関係部分）

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

## 【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

## 【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一緒にものとして作成することが可能  
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

## 【第11条】 こども等の意見の反映（義務）

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする  
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聽取した意見が施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

## 【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

# こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

## 概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、**こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。**

## 第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

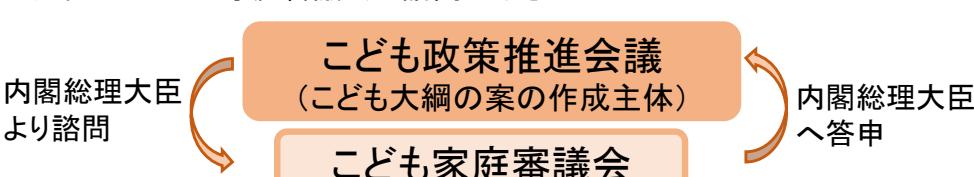
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



- ・政府全体の今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項等を一元的に定める我が国初の大綱として閣議決定。

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、**ライフステージ別に提示**。

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項  
(子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

# こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

## ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的な配慮を行う。

## ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようとする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

# こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要な事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージを通した重要事項

### ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)

### ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)

### ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)

### ○こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

### ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)

### ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

### ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

## 2 ライフステージ別の重要事項

### ○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

### ○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

### ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

### ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

# こども施策を推進するために必要な事項

## 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

# こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会 こどもまんなか社会

## 目標(別紙1)

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「生活に満足している」と思うこどもの割合

70%

「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)

70%

社会的スキルを身につけているこどもの割合

80%

「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合

90%

「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

現状※維持  
※97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合

70%

「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合

70%

「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

80%

「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合

55%

「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

90%

## (目標値)

## 指標(別紙2)

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

## 第2 子ども施策に関する基本的な方針

(1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからにとての最善の利益を図る。

子ども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていくよう、取り組んでいく。声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

### 第2 子ども施策に関する基本的な方針

(1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれの子ども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子どもを守り、救済する。

子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、子ども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

子どもや若者に関わる全ての施策において、子ども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

## 第3 子ども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全ての子ども・若者に対して、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。子どもの教育、養育の場において子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチするため、子ども・若者や子ども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

子どもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

# こどもまんなか実行計画2024について①

## こどもまんなか実行計画

- こども基本法に基づくこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。
- 今後、こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- 令和6年5月31日、こども政策推進会議にて決定

関連ホームページ > <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

## こども政策推進会議(令和6年5月31日)

### 岸田総理発言

「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども大綱」で示した

- ・ こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの中長期の最善の利益を図ること
- ・ こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

といった基本方針の下、加藤大臣を中心に、全ての閣僚が、こどもや若者の意見に真摯に耳を傾け、政策に反映させながら、PDCAを推進し、この「実行計画」を着実に実施するようお願いします。



### 加藤大臣発言

閣僚各位におかれましては、この「実行計画」の実施に当たり、参考資料にある「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」や「こども若者★いけんぶらす」の活用などにより、こども・若者の意見を反映していただくよう、お願いいたします。

政府として、岸田総理のリーダーシップの下で、この「実行計画」を着実に推進するとともに、こども家庭庁では、地方自治体がこども大綱を勘案して定める「自治体こども計画」の策定を促進してまいります。

# こどもまんなか実行計画 2024について②

## こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法や子どもの権利条約※に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等

#### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等

#### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等

#### (4) 子どもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

#### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等

#### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等

#### (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

子どもの自殺対策緊急強化プランの推進、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、子ども性暴力防止法案の提出 等

### 2 ライフステージ別の重要事項

#### (1) 子どもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等

#### (2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校の子どもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

#### (3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「貸上げ」に向けた取組、結婚支援 等

※こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。

## Ⅱ こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

#### （こども・若者の権利に関する普及啓発）

##### こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発、子どもの権利条約に関する認知度の把握

全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、子どもの権利条約にのっとり、

- ・**全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること**
- ・**こどもに関することは、常に、子どもの最善の利益が第一に考慮されること**
- ・**こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を子どもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること**
- ・**全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないよう**  
**にすること**

といった基本原則を、今一度、社会全体で共有することが重要である。これを踏まえ、以下の取組を行う。

こども・若者向けの普及啓発については、子どもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、**こども向けのこども基本法のパンフレット**（やさしい版）をイベント等で配布し、**こども基本法に関する動画**（やさしい版）をこども家庭庁ホームページに公表することで、こども基本法及び子どもの権利条約について広く発信する。また、**こども基本法を周知するためのクイズ動画**も制作し、**学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等**において、こども家庭庁職員等による出張講座の開催に向けて取り組む。また、**学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツ**を文部科学省等と連携しながら、作成・周知する。**【こども家庭庁、文部科学省、関係省庁】**

## Ⅱ こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなには、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携をしながら、研修などを通じて、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。【こども家庭庁】

子どもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各地方公共団体でのシンポジウムやイベント等で配布したり、こども基本法に関する動画をこども家庭庁ホームページに公表したりすることで、広く発信する。【こども家庭庁】

こども基本法第15条及び同法附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、子どもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね3年毎を目途に、令和5年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【こども家庭庁】

### 学校教育における人権教育の推進

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、子どもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、子どもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。【文部科学省】

## Ⅱ こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通した重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### 人権啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関においては、「**子どもの人権を守ろう**」を啓発活動強調事項として掲げ、「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信、「全国中学生人権作文コンテスト」や子どもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施するなどしており、今後は、地域学校協働活動として、地域住民と一体となった各種啓発活動も行うことを予定している。【法務省】

### (子どもの権利が侵害された場合の救済)

### 相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知

**地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を行い、調査研究結果を踏まえて、事例の周知を図り、取組を後押しする。**【こども家庭庁】

「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催し、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関が、相互に取組実態や事例について、情報交換を行う場を設ける。【総務省】

## III こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

#### (3)社会参画や意見表明の機会の充実

（こども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出）

## 子どもの権利条約の認知度の把握と普及啓発

こども基本法第15条及び同法附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、子どもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね3年毎を目途に、令和5年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【再掲】【こども家庭庁】

# こども基本法の周知について

パンフレット	動画
<p>やさしい版 こども基本法 ってなに? やさしい版 すべてのこども・おとなに知ってほしい こどもみんなが こども家庭庁</p> <p><a href="https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children">https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</a></p>	<p>やさしい版 こどもみんなが こども家庭庁 おしゃべり! きほんほう こども基本法</p> <p><a href="https://youtu.be/NMw-JqACFLM">https://youtu.be/NMw-JqACFLM</a></p>
<p>こども基本法 とは? すべてのこども・おとなに知ってほしい こどもみんなが こども家庭庁</p> <p><a href="https://www.cfa.go.jp/resources/">https://www.cfa.go.jp/resources/</a></p>	<p>こどもたちの未来のために こども基本法 すべてのこども・おとなに知ってほしい こどもみんなが こども家庭庁</p> <p><a href="https://youtu.be/ZNb80TAHeGc">https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</a></p>

# こども大綱の周知について

動画



チラシ



冊子(概要版・詳細版)



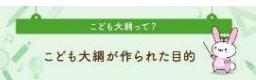
(小学校低学年・中学年向け)  
もつとやさしい版

(小学校高学年以上向け)  
やさしい版

子育て当事者向け



小学校高学年  
・中学生年代向け



詳しくはこども家庭庁HP(こども大綱に関する広報物)のページをご覧ください。  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/kohobutsu>



# こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

## こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

こども基本法は「児童の権利に関する条約の精神にのっとる」ことが目的であることを踏まえ、同法と同条約の趣旨及び内容については、一体として、周知啓発を実施してきている。

### ■こども、若者向け

- ・児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども向けのこども基本法のパンフレット(やさしい版)をイベント等で約500部配布し、こども基本法に関する動画(やさしい版)もこども家庭庁ホームページに公表することで、広く発信。
- ・また、こども基本法を周知するためのクイズ動画(令和6年3月に公表)も制作し、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催予定。

### ■一般向け

- ・児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各自治体でのシンポジウムやイベント等で約500部配布し、こども基本法に関する動画もこども家庭庁ホームページに公表することで、広く発信。
- ・また、こども基本法の趣旨・内容について、こどもを養育する者や地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の理解を深めるため、令和5年11月にシンポジウムを開催。

### ■教職員向け

- ・全国の教育委員会の生徒指導担当者を対象とした研修会において資料配布を実施(令和6年1月23日 文部科学省「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」)。
- ・また、全国の保育園、幼稚園、認定こども園の園長や主任保育士等を対象とした研修会において行政説明を実施(令和6年1月26日 公益財団法人 日本YMCA同盟「全国YMCA教育・保育担当者研修会」)。
- ・独立行政法人 教職員支援機構「校内研修動画シリーズ」にてこども基本法についての研修動画(令和6年3月に公表)を制作。

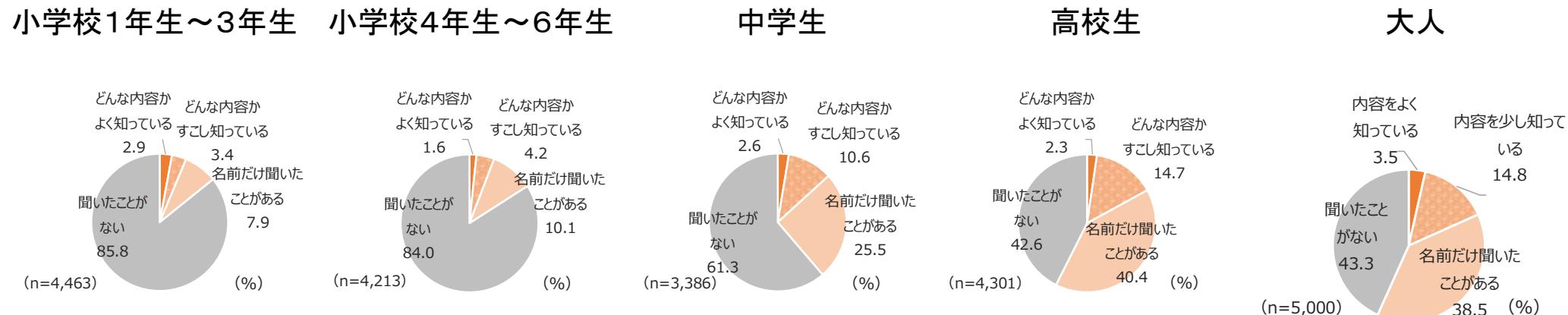
※令和5年度には児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のため、調査研究も実施してきており、この結果も踏まえ、今後の普及啓発に取り組む予定。(別紙参照)

# こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

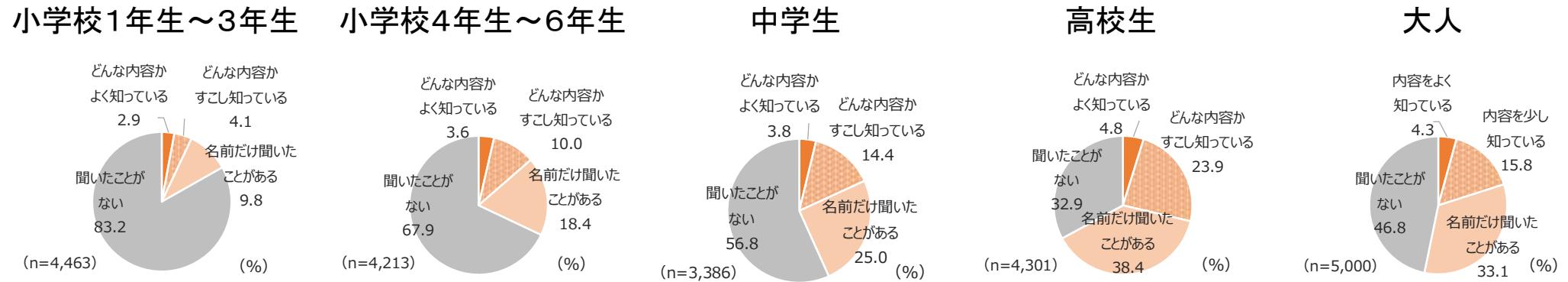
## こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度（別紙）

「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における調査結果から抜粋。

### ○こども基本法



### ○児童の権利に関する条約



# こども基本法・児童の権利に関する条約の周知啓発

ユニセフ・こども家庭庁共催「こどものけんりプロジェクト」

「こども基本法」に基づき2023年12月に閣議決定された「こども大綱」は、こども・若者は権利の主体であり今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者とともに進めていくこと、といったこども施策に関する基本的な方針を掲げ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していくことを重要事項としています。

日本が児童の権利に関する条約に批准してから30年の節目となる2024年、こども家庭庁は、日本ユニセフ協会と共に、こどもの権利の普及啓発キャンペーン、「こどものけんりプロジェクト」をスタートしました。

特設サイト<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>で以下のようなコンテンツを提供し、全国の幼稚園や小中高校にも展開しています。

- ◆ 動画教材(未就学児、小学校低学年、小学校高学年、中高生向け)
- ◆ 動画教材の使い方や指導案をまとめたヒントブック(未就学児、小学生、中高生用)
- ◆ 児童の権利に関する条約の精神をこどもにもわかりやすい言葉で歌にした“こえ”のうた(日本語／英語詩／合唱譜面)



©NED

# 自治体こども計画策定支援について

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども大綱（自治体こども計画関係部分）

## 都道府県こども計画、市町村こども計画のこども大綱上の位置づけ

### 第2 こども施策に関する基本的な方針

#### (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。  
多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

#### 3 施策の推進体制等

##### (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

###### （自治体こども計画の策定促進）

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一緒にものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとすることなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

## 支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）また、補助事業実施自治体含め、全国の好事例を調査し、広く横展開を図る。
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1／2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度補正予算 1.3億円 令和6年度当初予算案 0.7億円  
(参考) 令和5年度当初予算 0.7億円 (採択自治体数42、事前協議自治体数423)
- (参考) 令和6年度事業スケジュール
  - R5/12/26 令和6年度事業 事前協議受付開始
  - ～R6/1/19 事前協議受付〆切
  - 2月 事務局審査（審査基準については12/26に案内済）
  - 3月 内示
  - 5月以降 交付申請受付・交付決定

※令和6年度当初予算分事業の募集は終了、次期募集の情報については隨時お知らせします。



(参考) 令和5年度事業採択自治体

# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

## 支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

### (補助メニュー1) 自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握

【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。  
(自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。)
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

### (補助メニュー2) 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など  
(例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など)

【留意点】

- ア 常に子どもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけではなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、N P O等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じK P I等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聽取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(3)

## 自治体こども計画策定のためのガイドライン



○こども基本法第10条において、

- ・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成
- ・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。

### 自治体こども計画策定の工程と ガイドラインの記載事項

○各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載。

○複数のこども関係計画を一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。

- ・調査の手法、工夫について
- ・こども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- ・外部委託する場合の留意点について

- ・目標の設定について
- ・計画の推進体制、評価、見直しについて

工程

事前準備

調査

策定

完成

推進

・計画完成までのスケジュールの検討について（どういった工程が想定されるか。）

・検討体制、協議会の構築について

・自治体こども計画と一緒にできる計画について

・府内、府外との連携について

・予算（想定される費目）の確保について

・上位計画、関連計画との整合について

・協議会等の開催について

# 自治体こども計画策定のためのガイドライン

こどもまんなか  
こども家庭庁

# ガイドライン作成にあたって開催した有識者会議

「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の作成にあたっては、学識経験者や自治体からなる有識者会議を開催し、有識者からの意見を反映しながら検討を行いました。

	開催日	主な議題
第一回	令和5年 11月 27日	ガイドライン構成案、ヒアリング対象自治体選定の報告
第二回	令和5年 12月 26日	ガイドラインフォーマット案、自治体ヒアリング途中経過の報告
第三回	令和6年 2月 14日	ガイドライン素案、自治体ヒアリング結果の報告
第四回	令和6年 3月 12日	ガイドライン素案の報告

## 【有識者】

※役職等は、有識者会議開催時のもの

氏名	役職	備考
吉永 真理 氏	昭和薬科大学薬学部臨床心理学研究室 教授	町田市子ども子育て会議会長
牧瀬 稔 氏	関東学院大学法学部地域創生学科 教授	政策アドバイザー(北上市、日光市、ひたちなか市、東大和市、新宿区、焼津市、西条市等)
園田 三恵 氏	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 局長	
副島 由理 氏	東京都 豊島区 子ども家庭部 部長	
板東 美明 氏	北海道 劍淵町 住民課 課長	

## ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインの作成にあたっては、学識経験者や自治体からなる有識者会議を開催し、有識者からの意見を反映しながら検討を行い「案」を作成。パブコメを経て、こども家庭庁作成のガイドラインとして公表した。
- 地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等をまとめたもの。
- “計画の策定をどのように進めていけば良いか分からない”、“どのような進め方があるのかを知りたい”といった場合に、本ガイドラインで取り上げた事例をヒントにしていただき、それぞれの地域特性を踏まえた自治体こども計画の策定を進めていただきたい。

## 目的

- 自治体こども計画について、正しく理解していただき、担当部局と**府内外が連携し、計画を策定する際の参考となること**
- 具体的な策定手法についてポイントを理解し、それぞれの自治体にとって参考となる事例（しっくりくる・似ているなど）を見つけ、こども大綱を勘案しながら、**地域の実情に応じた計画の策定方法を見出していただくこと**

## 構成

### I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容(1~3章)

なぜ計画を策定するのか、どのような内容を計画に含めるのか、こども基本法やこども大綱の内容等について記載

### II 自治体こども計画策定の手法(4~8章)

- ・各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載
- ・複数のこども関係計画を一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。

### III 参考・資料編

こども基本法、こども大綱等、資料を掲載

## I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容(1～3章)

○こども基本法第10条において、  
・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成  
・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成  
する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。

**1.2章:計画やガイドラインの目的や内容**

**3章:こども大綱の内容**

**こども大綱**  
こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化

勘案

(自治体こども計画)  
**都道府県こども計画**

勘案

(自治体こども計画)  
**市町村こども計画**

○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。  
(例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画  
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画  
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画  
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等  
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。  
①こども施策に全体として横串を刺すこと  
②住民にとってわかりやすいものとなること  
③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

○こども・子育て事業債は、自治体こども計画へ位置付けた事業が対象です。

## Ⅱ 自治体こども計画策定の手法(4～8章)



### ○ 第4章 計画策定体制・スケジュール(P15～)

- ・スケジュール(期間・調査実施時期・協議会開催回数等)は、地域の実情に応じ適切に設定する
- ・自治体の担当部門が主体となって、教育委員会等をはじめ、こども施策に関わる関係部門との協議・調整をする  
（右側に「庁内外の連携！」と赤いテキストとキャラクターが表示）
- ・協議会には、適正な議論のため様々な立場の構成員を参画させることが望ましく、  
こども・若者や子育て当事者等の参画を推進する
- ・予算確保、外部委託の検討を行う

### ○ 第5章 既存計画との関係(P31～)

- ・関係部局と連携し、自治体こども計画と上位計画・関連計画との関連や整合を図る
- ・推進するこども施策の内容や目的などに応じ、一体とできる計画を検討する

### ○ 第6章 計画策定のための調査・分析(P39～)

- ・想定される課題・ニーズや推進したい施策に合わせて、調査手法・調査対象等を検討する

# 各章で説明していること

## Ⅱ 自治体こども計画策定の手法(4～8章)

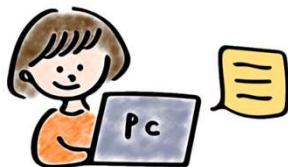


### ○ 第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映(P50～)

- ・自治体こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、  
**こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行う**  
※詳細は「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参照  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>)
- ・聴取した意見が、どのように計画の中で活用されているのかを明確にする。  
(検討の結果子どもの意見とは異なる結論が導かれることがあり得るが、  
意見・提案等を要約して対応方針を示す)
- ・おとな目線でなく、こども目線も意識して計画を策定

### ○ 第8章 計画の策定・更新(P72～)

- ・基本的な方針や施策の展開など、計画書全体の構成が明確になる工夫…目標の根拠もわかりやすい
- ・施策が適切に実施されているのかを評価するため、中間目標も含め、**目標を設定**  
(数値を根拠にした定量的な目標と、数値を設定せず、実施状況をとりまとめた定性的な目標とを  
意識して設定)
- ・必ず施策別に取組の主体(誰が主導するか)とスケジュール(いつまでに)を明確に
- ・PDCAサイクルを回し、計画の評価・見直しを行う



調査項目の例はありますか？  
どのように設定してよいかわからないです…

## 留意点①調査内容の検討

調査の内容や項目については先述した協議会にて効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得ることも有効と考えられます。 ↵

## 静岡県浜松市の事例

浜松市では「浜松市子ども・若者支援プラン」策定にあたって、2つのアンケートを実施している。 ↵

### ①子ども・子育てに関するニーズ調査

【対象】 浜松市在住の就学前児童の保護者 3,000 人及び小学生の保護者 2,000 人 ↵

【内容】 子育て支援に関するニーズ調査（主に教育・保育・子育て支援や放課後児童会） ↵

就学前児童保護者	小学生保護者
1 お住まいの地域について	お住まいの地域について
2 お子さんとご家族の状況について	お子さんとご家族の状況について
3 子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4 お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5 お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6 お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7 お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8 お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	
9 お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10 小学校就学後の放課後の過ごし方にについて（5歳以上）	
11 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12 子供の貧困対策について	

「浜松市子ども・若者支援プラン」より ↵

【方法】 ↵

郵送配布・回収 ↵

↵

### ②子どもの生活実態調査

#### 【対象】

浜松市在住の小学5年生の子ども及び保護者 3,000 世帯 ↵

浜松市在住の中學2年生の子ども及び保護者 3,000 世帯 ↵

#### 【内容】

保護者調査	子ども調査
・あなたと世帯のことについて	・あなたのことについて
・お子さんの両親について	・健康や食事のことについて
・家計状況について	・ふだんの生活のことについて
・お子さんとの関わりやお子さんの将来について	・学校生活や勉強のことについて
・子育ての悩みや子育て支援の制度について	・ふだん感じていることについて

#### 【方法】

郵送配布・回収 ↵

↵

↵

### ③ひとり親家庭に対する実態調査

【対象】 児童扶養手当受給者（子どもの年齢を問わず、広く調査への協力を依頼） ↵

【内容】 ひとり親や子どもの修学を支援する制度、生活や子育ての悩み、養育費等 ↵

【方法】 児童扶養手当現況届窓口にて配付、オンラインまたは窓口で回答 ↵

↵

### ④支援者アンケート

#### 【対象】

学習支援や子ども食堂などを実施している支援団体、 ↵

民生委員児童委員やスクールソーシャルワーカー ↵

【内容】 活動内容、支援者対象者が抱えている課題、今後必要と考える支援等 ↵

【方法】 メール・FAX ↵

↵





意見聴取はどのようにしたらよいですか？  
対象や方法は…？

こども・若者に直接意見を聴取するとともに、困難を抱える  
こども・若者やそれを支援する施設の職員など、  
子育て当事者も含め、なるべく多様な観点からの意見を聴取します。

## 愛知県名古屋市の事例

・名古屋市では、幅広い対象から意見を聴取するために、こども(10歳～17歳)、保護者、若者(18歳～39歳)を対象としたアンケートによる定量調査を実施するとともに、ヒアリングや座談会により、調査員が直接意見を聴取する定性調査を実施している。

・ヒアリング調査は、こども(小学生、中学生、高校生)のみだけでなく、未就学児の保護者や若者の就労支援を行っている団体等、普段からこどもと接する機会が多い対象も実施している。



表□意見聴取の対象の例（定量調査）

### ■定量調査一覧

#### ① ② 市政アンケート

区分	対象	内容
①子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査	子ども 若者 保護者 8,000人 10,000人 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、本市事業の認知度や利用状況、利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期			
平成30年7月9日～7月30日			
調査方法			
郵送法 郵送法(一部ウェブによるオンライン調査)			
調査対象及び標本数			
10歳から17歳までの子ども 8,000人 就学前の子どもの保護者 12,000人 就学後の子どもの保護者 12,000人 (郵送回答1,000人) (ウェブによるオンライン回答9,000人)			
抽出方法			
住民基本台帳をフレームとする無作為抽出			
回収数(回収率)			
1,482(18.5%) 就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%) 郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)			
質問数			
・設問58問 ・フェイス項目6問 ・自由記述1問 就学前の子どもの保護者 ・設問99問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問 就学後の子どもの保護者 ・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問			

項目	内容
実施時期	平成30年10月2日～10月16日
調査方法	郵送法
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)
標本数	2,000人
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数(回収率)	940人(47.0%)
質問数	「なごやの子どもの育成に関するこども」9問

表□意見聴取の対象の例（定性調査）

### ■定性調査一覧

#### ①～⑩ 関係団体、支援者等からのヒアリング

区分	対象	内容
①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者(主に子ども)	名古屋の好きなところなどについてアンケートを実施
②なごちワークショップ	参加者(小学5年生～中学1年生)	現在困っていることなどについてアンケートを実施
③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその保護者)	なごや子ども条例に定める子どもの権利の中「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施
④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)	名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施
⑤なごちサミット	小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について子どもが考え、意見表明※国際交流課姉妹友好都市周年イベントとの合同開催
⑥ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や将来への思いなどについて意見聴取
⑦愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査	子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施
⑧名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング	事業等利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業等利用者や支援者を対象にヒアリングを実施
⑨子育て世代と若者の座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするには」をテーマに意見交換
座談会		
子育て家庭アンケート	子ども・子育て支援センター利用者等	子育て世代と若者の座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケートを実施
⑩関係団体、支援者等からのヒアリング	未就学児の保護者、若年者の就労支援を行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より

# こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について

## ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に向けた答申中間整理に対する意見聴取～

取組	概要	実施時期
①こどもわかものいけんの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本政策部会委員数名によるこども・若者対象の公聴会（オンライン）</li> <li>・ 小学生年代～20代までが対象</li> <li>・ 事前登録制、各回50名まで</li> </ul>	10月15日（日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・9時30分～10時30分（小学生年代）</li> <li>・11時15分～12時15分（中学生年代）</li> <li>・13時30分～14時30分（高校生年代～20代①）</li> <li>・15時15分～16時15分（高校生年代～20代②）</li> </ul>
②公聴会（子育て当事者向け）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン）</li> <li>・ 高校生年代までのこどもがいる子育て当事者が対象</li> <li>・ 事前登録制、100組まで（親子での参加も可）</li> </ul>	10月14日（土）10時～12時
③公聴会（一般向け）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本政策部会委員数名による公聴会（オンライン）</li> <li>・ 対象に制限なし</li> <li>・ 事前登録制、250名まで</li> </ul>	10月14日（土）14時～16時
③こどもわかものパブリックコメント	・ こども家庭庁HP上で実施	9月29日（金）～10月22日（日）
④パブリックコメント	・ こども家庭庁HP、e-gov上で実施	9月29日（金）～10月22日（日）
⑤こども若者★いけんぷらす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①ふらすメンバーを対象としたアンケート調査</li> <li>・ ②ふらすメンバーからの意見聴取（対面、オンライン、チャット形式）</li> <li>・ ③出向く型(1)児童館（関東近郊）、2)児童養護施設（都内）、3)障害児支援施設（都内）、ひとり親支援団体（オンライン）</li> </ul>	①10月3日（火）～10月16日（月） ②10月21日（土）午前（オンライン）・午後（対面）、 10月20日（金）～10月23日（月）（チャット） ③1)10月27日（金）15～16時半、 2)10月17日（火）16～18時、 3)10月25日（水）15～16時、 4)10月24日（火）19～20時半
⑥インターネットモニターへのアンケート	・ インターネットモニター会社のモニターを対象としたアンケート調査	10月5日（木）～10月17日（火）
⑦こども団体・若者団体ヒアリング	・ 計10団体とかかわりのあるこども・若者へのヒアリング	10月20日（金）16時～19時
⑧経済界・労働界ヒアリング	・ 経済界（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）と労働界（日本労働組合総連合会）に対するヒアリング	10月20日（金）14時半～16時半
⑩国と地方の協議の場	・ 地方団体からの意見聴取	10月27日（金）17時半～18時半

一体的とできる計画や  
関連する計画の整理は?

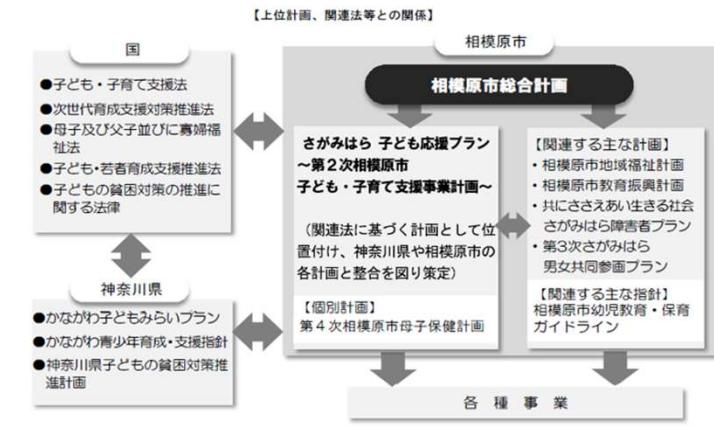


## 一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども基本法□第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法□第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律□第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法□第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法□第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法□第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律□第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
-	都道府県社会的養育推進計画	成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	新子育て安心プラン実施計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン	新子育て安心プラン

## 神奈川県相模原市の事例

神奈川県相模原市では、「さがみはら子ども応援プラン」を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」等を包含して策定している。 ↪



「さがみはら子ども応援プラン」より

## 石川県の事例

石川県では、「いしかわエンゼルプラン2020」を、子ども基本法に明記された2計画や少子化対策大綱の内容を一体的に策定している。 ↪



「いしかわエンゼルプラン2020」より

## \*教育振興基本計画との連携も大切！

整合を図る際は、自治体内の首長部局と教育委員会がよく連携し、地域の実情に応じた内容となることが望ましいです。



一体とする意味ってあるの…？

計画期間がズれるけどどのように整理したらよいでしょう…



## 一体とする効果・利点

### <施策実施面>

- 部局間の円滑な連携
- 横断的な捉え方、評価
- 事務負担の軽減

### <市民生活面>

- 計画のわかりやすさの向上・アンケートの回答負担軽減

#### 滋賀県の事例

- ・議会その他の対外的な説明において、統一的な資料として一貫した説明が可能となる。 ↗
- ・各法律の目的達成手段としての個別計画ではなく、子ども・若者政策を俯瞰的視点から記述できる。 ↗
- ・各計画間での内容や目標値、表現等の齟齬を回避できる。 ↗
- ・体系的に記載事項を整理することで一覧性が向上する。 ↗

ヒアリングより

#### 石川県の事例

- ・計画を一体として策定し、所管課を1つにまとめているため、プランの改定の際に考慮すべき各法律等の変更や、プランに盛り込むべき事項の洗い出しの際に、意思疎通がスムーズになる。 ↗
- ・ヤングケアラーのような、子どもに関するプランに新しく位置付けるべき事項を、どの計画に盛り込むべきかを迷うことがない。 ↗

ヒアリングより

## 一体とすることの留意点

### 計画期間のズレ、複数の関係担当課との調整

#### 神奈川県相模原市の事例

…統合する計画の計画期間の延長  
子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画を統合する予定だが、目標年次が異なるため、子ども・子育て支援事業計画に合わせて母子保健計画部分の計画期間を延長している。 ↗

#### 山形県の事例

…統合する計画の計画期間の縮小

子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭自立促進計画の2つの計画は令和7年度までが計画期間であるが、1年前倒しで施策評価を行い、統合する予定。 ↗

#### 京都府京都市の事例

…計画見直しのタイミングで調整

法令等に基づく計画期間が違うと根本的な調整は困難であるとの考えにより、反映させるべき情報については、適宜直近の計画見直しのタイミングで反映している。例えば、京都市はぐくみプランと京都市障害児福祉計画は計画期間が異なるが、直近の計画見直しのタイミングで数値目標等を反映している。 ↗

# まとめ

## 自治体こども計画について

- ◆ こども基本法第10条において、自治体はこども大綱を勘案して自治体こども計画を策定する努力義務が課されている。
- ◆ 各法令等に基づくこどもに関する計画等を**一体のものとして作成**することができる。  
一体的に作成する効果…こども政策全体として横串を刺す、住民にわかりやすい、事務負担軽減
- ◆ 地域の実情に応じて**個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能**です。
- ◆ こども大綱を勘案し、ガイドラインを参考に、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を進められたい。

## 自治体の皆さまへ

- ◆ 自治体こども計画を策定されましたら、こども家庭庁までお知らせください。
- ◆ こども家庭庁では、自治体こども計画の策定状況をホームページなどで情報発信していきます。



最も大切なのは、**こども大綱の内容を網羅的に勘案していただきながら、事例を参考に、それぞれの自治体において地域の実情に応じたオリジナルの自治体こども計画を策定いただくこと**です！

こども家庭庁では、引き続き様々な情報提供や支援を通じて、自治体における自治体こども計画の策定をサポートしてまいります。

# 自治体こども計画ガイドラインの周知について

## ■ 自治体こども計画策定のためのガイドライン全体版:

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/356fb35b/20240524\\_policies\\_kodomo-keikaku\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/356fb35b/20240524_policies_kodomo-keikaku_02.pdf)

## ■ 自治体こども計画策定のためのガイドライン概要版:

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/43fe1850/20240524\\_policies\\_kodomo-keikaku\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/43fe1850/20240524_policies_kodomo-keikaku_03.pdf)

(参考)

都道府県こども計画・市町村こども計画HP  
(自治体こども計画策定のためのガイドライン掲載)  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>



## ■ こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聞く取組のはじめ方～:

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/67825f7e/20240321\\_policies\\_iken\\_ikenhanei-guideline\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/67825f7e/20240321_policies_iken_ikenhanei-guideline_01.pdf)

(参考)

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインHP  
(こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン掲載)  
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>





## 「こどもまんなか社会」に向けて

こども大綱に基づき、こども・若者や子育て当事者一人一人の意見を聴いてその声をまんなかに置き、こどもや若者にとって最も善いことは何かを考え、政策に反映しながらこども施策を推進し、大人を中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていく。

### 令和6年版こども白書

第1部 我が国におけるこどもをめぐる状況  
第2章 こども施策の総合的な推進  
第2節 こども家庭庁発足までの経緯・取組  
特集①「こども大綱」より

